

豊明市地域社会活動支援のための公用車貸出規程骨子

1. 制定理由

豊明市の所有する公用車を公務に支障のない範囲において貸し出すことにより、地域社会活動を支援し、豊明市における地域社会活動健全な発展と地域社会の振興を図る。

2. 主な内容

(貸出対象車両)

一般的に所有する市民が少ないトラック、防犯パトロール車の種類の車両で市長が指定するもの。

(貸出対象者)

豊明市市民活動総合保険(補償制度)の適用を受ける団体(区、町内会、各種ボランティア団体等)及び個人

(貸出対象活動)

次の用途に限り貸出をする。

- (1) 市内で行われる公共性、公益性のある行事
- (2) 市内の環境美化活動
- (3) 市内の防犯、防災活動
- (4) 市が貸し出す備品の運搬

(貸出可能とする日)

- (1) 土日祝日の午前8時から午後5時まで
- (2) 開庁日の午後5時30分から午後9時まで

ただし防犯パトロール車は上記時間以外でも公務に支障のない範囲で貸出すことができる。

(貸出料)

貸出公用車の貸出料・燃料費は無料とする。

3. 施行日 平成22年4月1日

賠償(対人、対物、車両)については、全国市有物件共済会の保険で対応、運転者、搭乗者の傷害については、市民活動総合補償制度で対応する。